

第三セクターと損失補償契約

宮脇 淳 北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院教授

北海道日高町の第三セクター「株式会社日高アグリ」が、経営悪化により、破産清算手続に向けた取り組みを進めている。同社は、2013年に設立、日高町60%、燃料販売業の会津日石販売(福島県会津若松市)25%、生薬販売業の長江(東京都中央区)10%、土木業の橋興(愛媛県松山市)3%、薬草栽培業の純緑農業(愛媛県松山市)2%の出資からなる第三セクターである。同社では地元金融機関から約1億3千万円を借入れ、地方自治体である日高町が「損失補償契約」を締結していた。この契約は、2014年7月の町議会で、同社への融資額8,000万円に対する損失補償契約として承認され、地元金融機関との間で締結されている。

株式会社日高アグリの主たる事業は、カンゾウ(甘草)栽培である。カンゾウとは、マメ科の植物で漢方薬として薬効が指摘されている。これまで同社では22万株超の植付けなど企業投資を続けてきた。しかし、生育不良により、2016年度は加工品販売で約4,000万円の売上見込に対し、最終の売上額は約550万円にとどまった。このため、2016年3月が返済期限の借入金450万円に資金繰りの目途が立たず、町議会の反対もあり、町による損失補償を断念し、会社として融資を受けて返済を行う状況となっている。今年9月の借入金返済期限でも、再び資金繰りが困難となり、9月末と10月頭に相次いで、町財政から補助金を支出し借入金の返済を肩代わりする議案が提出されたが、議会で否決されている。加えて、この審議の過程において、会社清算の費用負担も課題となり、議会との間で議論が先鋭化している。

損失補償契約は、財政と金融とのリスク配分の歪みを飲み込む仕組みとなり得ることに、改めて留意しなければならない。総務省自治財政局は、第三セクター等で展開される同契約に対して「原則行わない」ことを求めているが、地方自治体の現場では、事業展開の資金調達において重要な選択肢の一つとなっている。本来、地方自治体の事業に対しては、公益性の有無・程度を行政・議会

が判断し、金融機関の融資審査が事業性を判断して、両者が肯定的に認められる場合において、その事業展開が是認されるべきものである。しかし、損失補償契約の存在は、金融機関の融資審査を通じた事業性判断を劣化させ、事業性判断からの抑制的緊張関係を希薄化させることで、公益性判断を緩慢にしまう要因となる。損失補償契約は、地方自治体と金融機関との間で結ばれる私的契約であり、地方自治体の出資による第三セクター等が発生させた損失について、地方自治体が広範に補償する内容を含んでいる。これにより、第三セクターの経営に対する金融的側面からの検証も往々にして厳格さを欠き、事業として継続困難な案件にも資金調達を可能にすることで、リスクを拡大させ、最終的に地方自治体が多くを負担を抱え込む事態を生じさせている。北海道夕張市の財政破綻(財政再生団体化)でも損失補償契約が大きく影響したことは、紛れもない事実である。

損失補償契約は、2000年代に入り、地方自治体の外郭団体改革に関連する契約の有効性問題として、裁判も含めて議論が展開された。同契約については、東京高裁(2010.8.30、原審事件番号平成21(行政コ)298)で違法判決、そして同事件の上告審である最高裁判決破棄自判(2011.10.27、事件番号平成22(行政ツ)463)で適法とする司法判断が示され、一応の法的判断がなされた格好である。しかし、自治体経営の面では、依然としてリスク課題であることに変わりはなく、法的整理と同時に今後の地方財政と金融との関係、そして政策展開のあり方に関連する重要問題となっている。先に触れた通り、2013年12月12日付総務省自治財政局長通知「第三セクターに関する指針の改定」では、損失補償契約を有効とする前提を取りつつ、地方自治体に対しては原則として同契約を行わない趣旨が提示されている。過去の契約に基づく法的安定性ととも、今後の地方財政の健全性確保を睨んだ損失補償契約のあり方には、政策的思考からの明確な整理が必要となっている。